

令和5年度長崎県「ココロねっこ運動強調月間」実施要項

1 趣 旨

本県における犯罪少年の検挙人員は年々減少傾向にありますが、少年犯罪の低年齢化が問題となっているほか、スマートフォンやSNSを始めとする新たな機器・サービスが急速に普及していることに伴い、児童買春や児童ポルノを始めとするSNS利用に起因する被害児童数は、近年増加傾向となっており、子どもの性被害は深刻な状況にあります。

内閣府では、昭和54年以来、毎年7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定め、青少年の非行・被害防止対策の推進を呼びかけており、それにあわせて本県でも7月を「ココロねっこ運動強調月間」と位置づけております。本期間中は全国強調月間の最重点課題等に基づき、趣旨に対する深い理解と認識のもと家庭・学校・地域社会・行政が一体となり青少年の健全育成と環境浄化を目的とした「ココロねっこ運動」を集中的に実施し、県民一人一人への更なる普及と実践を目指します。

<全国強調月間の最重点課題等>

- ◎インターネット利用におけるこどもの犯罪被害等の防止
- 有害環境への適切な対応
- 薬物乱用対策の推進
- 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
- 再非行(犯罪)の防止
- 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

<ココロねっこ運動強調月間の実施事項>

- (1) 広報啓発活動の推進
- (2) 適切なインターネット利用の推進（「ながさき基準」等の推進）
- (3) 子どもの安全確保と保護活動や有害環境浄化活動の推進

2 期 間

令和5年7月1日（土）～7月31日（月）までの1か月間

3 実施内容

(1) 県及び関係団体等が連携して行うもの

① 広報啓発活動

- 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の周知
- 強調月間に係る取組の広報活動（ホームページへの掲載や各種会合等での周知）

② 実施事業

- 全県的あいさつ・声かけ運動
- ココロねっこ運動登録促進
- 県下一斉立入調査及び社会環境実態調査（県内全域 7月）
- 「メディア安全指導員派遣」及び「ながさき基準」の推進

※「ながさき基準」は青少年のネット・電子メディアの遊びや楽しみとしての利用を夜9時までとし、ネット・電子メディアの適切な利用と、青少年の心身の成長・発達への悪影響を減少させることを目的としています。

（2）市町、学校等が行うもの（例）

① 広報啓発活動

- 自治体や各団体の広報誌、学校だよりやPTA新聞での呼びかけ、ホームページへの掲載等
※長崎県こども未来課ホームページに広報啓発用資料を準備しております。ご活用ください。
ココロねっこ運動：<https://bit.ly/3LvG9E2>

② 適切なインターネット利用の推進

- 「ネット・電子メディア利用ながさき基準・夜9時まで」等の推進
- メディアの課題と対策などの啓発等
- インターネット上のいじめ、誹謗中傷防止等

③ 子どもの安全確保と保護活動や有害環境浄化活動の推進

- 各団体が連携した補導活動やあいさつ・声かけ運動の推進、安全見守りボランティア等
- 薬物乱用防止対策等